

(2) 効率的な運行について

経過年数が増えるにしたがい稼働率が低くなる傾向があり、また、年間の走行距離が3,000km以下の車両の運行コストが増大する傾向から、本庁における集中管理車制度や各部局幹事課及び地域県民センターに配置された共用車制度は、稼働率の向上、運行コスト軽減の点から効果的なものと考えられる。

各所属においては、使用の目的や用途等を確認し、積極的に所属内公用自動車の共用化等を行い稼働率の向上を図るとともに、初回登録後の経過年数が長く、稼働率が低くなっている車両については、返納、廃車等の検討をされたい。

また、平均経過年数は本庁が9.4年、出先9.2年となっており、10年以上経過かつ10万km以上走行の車両も全体の16.8%にあたる149台となっていることから、車両の計画的な更新になお一層配意されたい。

(3) 事故防止について

平成23年度中に開会された定例県議会に、公務上の交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定として報告等された案件は、計38件、2千2百万円余となっている。

公用自動車による交通事故は、県に財政的な損害を与えるだけでなく、県政に対する信頼を損なわせるものであることから、法令等を遵守し、安全や環境に配慮した運転を心掛け、交通事故のない県民に信頼される職務執行の推進を強く要望する。

第3 「公共工事における着工前照査は適正か。」について

1 選定理由

工事請負契約上重要となる予定価格算定の基礎である工事費積算については、違算・脱漏を回避するため各種チェックによる事務処理ミス防止手段が講じられている。

こうしたなか、職員が工事執行に当たり積算ミスを起し、当該事実を隠蔽するため契約書を偽造するという事案が発生し、平成22年10月に知事政策局長から再発防止に向けた取組みの強化について通知されたところである。

違算・脱漏については、契約書等に基づき発注者・請負者双方が照査を実施し、必要な場合は設計変更等ができることとされ、特に請負者に対しては工事着手前に設計と現場が合致していること等を確認する照査が、多くの場合義務づけられている。今回の事案についても、照査結果を確認し適切に変更契約を締結することにより、その発生は回避できた可能性もあつたと思料される。

そこで、工事の着工前照査が実施され、かつ発注者が適切に確認等しているかを監査し、円滑かつ適切な公共工事の執行に資することを目的とし、重点事項としたものである。

2 実施にあつた着眼点

- (1) 照査の実施は適正か。
- (2) 照査結果の報告・確認は適正か。
- (3) 照査結果の設計・契約への反映は適切か。

3 実施方法

- (1) 重点事項（着工前照査）の対象は、平成22年度に実施した公共工事とした。
- (2) 定例監査の中で対象となる工事を抽出し実施した。
- (3) 聞き取り調査を行うとともに、関係書類等をチェックし、重点事項調査を作成した。

4 監査実施期間

平成23年4月18日から平成23年11月28日まで

5 監査対象所属

監査対象	監査所属数	監査工事件数
公共工事執行所属	36所属	142件

6 監査対象工事の内訳

監査対象工事142件の内訳は、下表のとおりであった。

部局別	
県土整備部	70件
農政部	32件
森林環境部	31件
企業局	8件
その他	1件
計	142件

本庁・出先執行別	
本庁執行	26件
出先執行	116件
計	142件

主な工事内容別	
道路	31件
林道	15件
治山	14件
河川	11件
土地改良	11件
橋梁	8件
下水道	8件
砂防	6件
ダム	5件
トンネル	1件
その他(公園、建築、標識等)	32件
計	142件

(上記件数は、調査した工事名から便宜的に主な工事内容とし分類したものである。)

## 7 監査結果

重点事項(着工前照査)の対象となった工事142件の状況は、次のとおりであった。

### (1) 契約後、着工前照査の義務づけについて

義務づけあり	義務づけなし
139件(97.9%)	3件(2.1%)

(百分率については繰上処理の関係で内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。以下同じ。)

監査対象工事142件のうち、139件(97.9%)で契約後、着工前の照査を義務づけていた。また、義務づけの無い3件については、緑化工事、ダム堤体観測PC取替工事及び交流無停電電源装置更新工事であり、設計と現場の相違が少なく、事前の照査が不要と考えられる工事であった。したがって、ほぼすべての工事において着工前照査が義務づけられており、適切を発注となっていた。

### (2) 請負者による着工前照査の実施状況について

#### ① 照査実施の有無

照査を実施している	照査を実施していない
141件 <sup>※1</sup> (99.3%)	1件 <sup>※2</sup> (0.7%)

※1 義務づけの無い工事を実施している場合を含む。

※2 実施していない1件は設備工事であり、発注後に発注者との協議の結果、照査は不要としていた。

#### ② 照査を実施している場合の発注者への報告について

報告状況	
文書で報告	134件(95.0%)
口頭で報告	3件(2.1%)
報告していない	4件 <sup>※3</sup> (2.8%)
計	141件(100.0%)

※3 報告していない4件は、照査で変更が無い場合は報告不要としていたためである。

監査対象工事142件のうち、義務づけのない3件を含む141件(99.3%)で請負者による照査が実施されていた。また、照査を実施していない1件については、道路排水施設設備工事であり、義務づけはあるとしたものの、発注後に発注者との協議の結果、照査不要としたものである。よって、ほぼすべての監査工事で着工前照査が実施されていた状況であった。

なお、請負者からの照査結果報告については、その大半が文書によるものであった。口頭での報告は3件であった。また、照査の結果、契約変更の可能性がある報告については、そのすべてが文書での報告であった。報告していない4件については、照査の結果、契約変更の必要がない内容であり、必ずしも報告の必要のないものである。

したがって、ほぼすべての監査工事で、請負者による着工前照査が実施され、報告されていた。

#### (3) 照査にかかっている工事打合簿等の所属内での確認状況について

##### ① 所属内での確認状況について

確認状況	
所属内で回付している	132件(93.6%)
担当者のみが確認	5件(3.5%)
その他の状況	4件 <sup>※4</sup> (2.8%)
計	141件(100.0%)

※4 その他の状況の4件は、変更が無い場合は報告不要としていたものである。

② 工事打合簿等回付時の回付先について

所属長まで	回付先
所属長まで	51件(38.6%)
次長等まで	4件(3.0%)
施工管理幹等まで	53件(40.2%)
課長※5まで	23件(17.4%)
リーダーまで	1件(0.8%)
計	132件(100.0%)

※5 課長は出先課長をいい、本庁課長補佐等を含む(以下同じ。)

③ 現場確認状況について

確認状況	件数	割合
担当者のみが立会	44件	33.3%
他スタッフと複数で立会	2件	1.5%
リーダー以上と複数で立会	39件	29.5%
机上確認※6	47件	35.6%
計	132件	100.0%

※6 机上確認とは変更が無い場合や、軽微な変更であるものについて書面上で確認することを言う(以下同じ。)

④ 所属内で回付後の請負者への回答について

請負者への回答	件数	割合
文書で回答している	121件	91.7%
口頭で回答している	6件	4.5%
回答はしていない	5件	3.8%
計	132件	100.0%

⑤ 担当者のみで確認の場合の回答状況

回答状況	件数
工事打合簿で回答	1件
口頭で回答(指示等)	2件
回答はしていない	2件
計	5件

工事打合簿等の文書による照査報告について、大半が所属内で回付されていた。契約変更の必要があると考えられるものについては、所属長、次長まで回付されることが多く、逆にその必要がないものは工事施工管理幹、課長等までの回付であった。

照査内容にかかる現場確認の有無については、現場で確認しているものが85件(64.4%)、机上確認が47件(35.6%)であった。また、担当者のはかにリーダー等と複数で現場確認しているものは41件であり、机上確認を除く現場確認のうち48.2%が複数人での確認となっていた。

回付等をせず担当者のみで確認しているものは5件であったが、これは設計と現場で差異がないものが3件、建築工事が2件であった。概ね適切な事務処理であったが、机上確認が47件と35.6%を占める結果となっていた。

(4) 照査の結果による契約変更状況等について

契約変更状況等	件数	割合
変更なし	86件	60.6%
変更あり(契約済)	56件	39.4%
変更あり(未契約)	0件	0.0%
計	142件	100.0%

着工前照査の結果、調査対象工事142件において、変更等の必要のないものが86件(60.6%)、変更等の必要があり実際に変更したものが56件(39.4%)であり、変更等の必要があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものは確認できなかった。

8 総括

選定理由に掲げた契約書偽造事案については、監督員が請負者からの照査報告を受けた後の、所属内での確認及び変更契約という事務処理を怠っていたものであり、仮に照査報告が確認され、そのうえで変更契約を締結するという正しい事務処理を実施していれば、その発生は回避できたものと思われる。

今回監査で、ほぼすべての工事において請負者による着工前の照査が義務づけられており、実際に照査が行われていた。照査結果の確認については、概ね適切な事務処理であったものの、全体の35.6%で机上確認としており、また33.3%が担当者単独での現場立会であった。施工等に万一不良がある場合など、不測の事態も想定されることから、堅微なもので机上確認とする場合等を除いては、現場での立会を基本としうえて、できるかぎり複数人での確認が望まれる。照査結果による変更については、不適切な事務処理等は見受けられず、必要な変更契約が締結されていた。

以上の監査結果に鑑み、請負者による着工前照査の実施及び報告、発注者による確認及び変更契約の締結という処理体系そのものに欠陥は認められないものの、監督員個人の責任に起因するトランプルの回避や公共工事の円滑かつ適切な執行のさらなる確保のため、複数の監督員による現場立会等を実施するよう努めるとともに、工事によって監督員間、部局間等での現場確認の方法等にはらつきがみられることから、統一性のある取扱等についても検討を進められたい。

**山梨県監査委員告示第一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年三月十五日

山梨県監査委員

興 水 修 策

同 中 込 孝 元

同 木 村 富 貴 子

同 棚 本 邦 由

- 1 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成23年11月24日発行（山梨県公報号外第九十一号）山梨県監査委員告示第十四号のとおり

2 監査の結果、指摘事項・指導事項及び意見を付した所属が講じた措置の内容

○企画県民部企画課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月8日  
委員監査 平成23年7月14日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (給与1)
- 1) 職員の宿日直手当について、区分を業務宿日直とすべきところ、通常の宿日直手当として支給していたため、支給不足となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 業務区分を適切に修正するとともに、対象者に不足分を支給した。

○企画県民部消費生活安全課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月3日  
委員監査 平成23年7月13日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指摘事項 1件 (契約1)
- 1) 消費生活相談員養成研修事業の委託において、契約内容を修正する必要が生じたが、変更契約の決裁を受けずに契約変更を行っていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当該指摘された不適切な処理の原因は、本来遵守しなければならぬ規則等に沿って事務が行われず、合わせて組織としてのチェック機能が働かなかったことに起因することから、この再発防止を図るため、今後、業務の執行においては、規則等を遵守し、組織として適正な事務処理を行うよう全職員に徹底するとともに、課の業務執行全般について、組織としてのチェック機能を強化するため、所屬長等が決裁過程において厳重にチェックを行うこととした。

○企画県民部国民文化祭課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月7日  
委員監査 平成23年7月14日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) パソコンのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 借用開始日が平成22年度中であり、かつ旧所属での借用であるため、手続きについて、出納局管理課の指導を仰いだ。
- その結果、財務会計システム上、占有開始日に遡っての作成が出来ないため、占有開始日を平成22年8月18日とした占有物品受入調書を、平成23年4月1日の日付に遡って作成し、決裁を受けた。

なお、今後、同様の誤りを起こさないよう、総務担当職員に財務規則を再度確認するように指示し、総務担当内で勉強会を行った。

○総務部人事課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月8日  
委員監査 平成23年9月2日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)
- 1) 購入した年賀ハガキについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が整備されていないかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) H22年度購入の年賀ハガキについては、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿を整備した。平成23年度においては年度当初から切手の購入があり、郵便切手類受払簿は整備している。

○総務部職員厚生課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月4日  
委員監査 平成23年9月2日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
恩給の過払い金 過年度分 失数 1件 842,200円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 当初は分割納付で計画的に返還を行うよう指導していたが、債務者が体調を崩すなどしたことから、返還が遅りがちになっている。引き続き債務者に対し電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組んでいく。

○総務部管財課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月1日  
委員監査 平成23年9月2日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
行政財産使用料 平成20年度分 1件 1,915円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済1件について相手方に納入依頼と状況確認を継続しているが、現状では困難な状況が継続している。引き続き状況を把握するとともに納入するよう催促を継続する。

○総務部私学文書課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月5日  
委員監査 平成23年9月2日
  - 2 監査対象期間 平成22年度
  - 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)

- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
県立大学授業料 過年度分 先数 8件 2,232,500円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 県立大学の教員及び事務局が連携し、授業料の督促を行ったところ、538,800円の納付があった。(平成23年12月現在)引き続き、授業料未納者に対し、督促を行っていく。

○総務部市町村課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月5日  
委員監査 平成23年9月2日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (契約1)  
1) 住民基本台帳ネットワークシステム密口用業務端末機器等の貸借契約について、契約書に長期継続契約である旨等の条項の記載がなかった。

指導事項に対して講じた措置

- ①契約相手であるNECキャピタルソリューション株式会社西東京支店と、「賃貸借契約書の一部を変更する契約」について協議を行い、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づいて、長期継続契約を締結した。  
②支出負担を行う際のチェックリストに、「長期継続契約の締結に際しては、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(平成17年10月20日付け出管第447号)に基づき、チェックしているか」を追加した。

○総務部消防防災課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年8月8日  
委員監査 平成23年9月2日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (財産1)  
1) 県庁、各合同庁舎及び無線中継局(三つ峠、開運山、身延山)の機器類を更新したが、公有財産事務取扱規則に規定されている移動報告書が提出されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 監査後、新設機器と撤去機器の種類と価格を整理し、11月10日付で管財課あて公有財産移動報告書を提出した。

○福祉保健部福祉保健総務課(監査指導室)

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月5日  
委員監査 平成23年7月28日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 2件 (収入1、給与1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
介護福祉士等修学資金貸与金償還金 平成22年度分 1件 524,572円  
2) 職員の宿日直手当について、区分を業務宿日直とすべきところ、システムへの入力区分が誤っていたため、支給不足となっていた。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済について

介護福祉士等修学資金貸与金償還金の収入未済については、本来償還免除すべきところを誤って返還請求してしまったものであるため、今年度中に返還請求を取消し、償還免除する。

- 2) 職員の宿日直手当について  
人事給与システムに誤って登録した実績を「普通」から「業務」に修正し、不足分の手当の追給処理を行った。また、例月の実績を入力する際に複数人でチェックを行うこととし、課内のチェック体制を強化した。

○福祉保健部長寿社会課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年6月30日  
委員監査 平成23年7月28日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 1件 (収入1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。  
①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 貸付先数 18件 17,638,309円  
平成22年度分 貸付先数 14件 94,000円 合計先数 19件 17,732,309円  
②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 18件 2,638,126円  
平成22年度分 先数 14件 5,920円 合計 先数 19件 2,644,046円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済解消のため、貸付業務(償還事務を含む。)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人に対し、催告状送付(8月、12月)、電話による償還依頼(随時)、ヒアリングや自宅訪問を実施し、早期の償還を働きかけている。

○回収結果(平成23年11月末現在)

- ①高齢者居室等整備資金償還金(元金)  
貸付先数 9件 508,100円(過年度分)  
②高齢者居室等整備資金利子収入  
先数 9件 72,420円(過年度分)

○福祉保健部児童家庭課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成23年7月1日  
委員監査 平成23年7月28日  
2 監査対象期間 平成22年度  
3 監査の結果  
指導事項 2件 (収入1、支出1)  
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

- ①児童入所施設保護者負担金 過年度分 6,063,328円  
平成22年度分 4,642,082円 合計 先数129件 10,705,410円  
②雑入(児童入所施設等措置費返還金)  
平成22年度分 先数57件 871,839円  
③雑入(児童扶養手当返納金等)  
過年度分 先数34件 11,115,480円  
平成22年度分 先数 3件 534,510円 合計 先数 37件 11,649,990円  
【母子寡婦福祉資金特別会計】  
①母子福祉資金貸付金 過年度分 2,859,680円  
平成22年度分 224,526円 合計 先数 7件 3,084,206円  
②寡婦福祉資金貸付金 平成22年度分 先数 1件 10,200円